

■保育の必要な事由ごとの保育必要量区分について

資料6

- ①新制度では、「就労」「介護、看護」「就学」の事由について、「保育標準時間認定」（11時間）と「保育短時間認定」（8時間）の2区分を設定する。就労の場合、就労時間が月1か月当たり120時間以上である場合は保育標準時間認定に、1か月当たり120時間未満である場合には保育短時間認定とする原則が示されている。
- ②「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待、DV」については、一律に保育標準時間認定とすることとされている。
- ③「疾病・障がい」「求職活動」「育児休業」について、市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けず、どちらかに一律に認定することができることとされている。

	事由	国の考え方	本市の考え方	保育必要量区分
①	就労	区分を設ける	国基準どおり	月時間数120時間以上⇒標準時間 月時間数120時間未満⇒短時間
	同居親族の介護・看護	区分を設ける（常時介護している場合でも付添いに必要な時間が人によって異なることが考えられる）	就労に準じ、介護・看護に必要な時間が月120時間で区分する。	
	就学	区分を設ける	就労に準じ、就学に必要な時間が月120時間で区分する。	
②	妊娠・出産	標準時間に統一	国基準どおり	標準時間
	災害復旧			
	虐待・DVのおそれがあること			
③	疾病・障がい	区分は市町村の判断	疾病・障がいにより保育が必要な状態は、時間帯で変化するものではないと考えられるから、 <u>すべて標準時間認定とする。</u>	標準時間
	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている		求職活動に何時間活動しているかを挙証書類で確認することは困難であり、月120時間以上を費やすケースは少ない（1日8時間の保育で求職活動は可能）と考えられることから、 <u>すべて短時間認定とする。</u>	短時間
	育児休業取得時の継続利用		育児休業そのものは保育ができない事情ではなく、子どもの環境の変化に配慮した特例的な扱いであることから、 <u>すべて短時間認定とする。</u>	短時間